

## 多額の負債を抱えたまま行方不明になった兄の相続

## 相続

## 事案の概要

50代 男性 会社員

多額の負債を抱えたまま行方不明になっていた兄が、この度死亡したという事案でした。

兄は多額の負債を抱えていると思われるものの、しばらく音信不通の状態にあり、兄に子どもがいるのかも不明とのことでした。

負債を肩代わりさせられることはないかの不安が大きいとのこと、当事務所に相談に来所されました。

## 解決結果

多額の負債を負っている可能性が高い以上、**相続放棄の手続き**を取るべき事案でした。

法律上弁護士に認められている職務上の請求により、関係者の**戸籍を取り寄せて、家族関係を調査しました。**

兄には、子どもがいることが判明しましたので、子どもに連絡を取り、事情を説明し、相続放棄の手続きを促しました。

上記子どもからの相続放棄が完了したことを確認のうえ、両親・きょうだいの順番で順次、相続放棄の手続きを取りました。

## 担当弁護士からひとこと

民法上、子どもは第1順位の相続人となります。相続人は権利だけでなく、義務も相続することになりますので負債の方が明らかに多い場合には相続放棄の申立を家庭裁判所に行くことを検討します。

他方で、第1順位の相続人すべてが相続放棄をした場合には、第2順位の相続人である直系尊属（両親）が相続人となります。そのため、同様に両親も相続放棄をしなければ負債を負うことになってしまいます。

第2順位の相続人すべてが相続放棄をした場合には、第3順位の相続人であるきょうだいも相続人となりますので、きょうだいについても相続放棄の必要が出てきます。

**このように、相続放棄の手続きは家族構成を踏まえて、すべての関係者が順次相続放棄の手続きを取って初めて解決するものです。**